平成２５年（フ）第４０８５号
大阪府守口市土居町６番14号
債務者　井上　典一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４１号
大阪市都島区高倉町１丁目２番27―503号、前住所大阪市都島区内代町１丁目２番37―1201号
債務者　石井　里香
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４９号
大阪市旭区赤川４丁目20番５号　日吉文化
債務者　髙木　繁夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８６２号
大阪市東住吉区鷹合４丁目23番12―606号
債務者　古川　秀明
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７８号
大阪府寝屋川市八坂町22番３―202号
債務者　清水　重喜
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４７号
大阪市城東区関目２丁目18番４―605号
債務者　須本　政枝
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５９号
大阪市東淀川区下新庄４丁目15番12号
債務者　濵口　裕美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９６号
大阪市平野区流町１丁目６番４号　ゆうハイツ流町102
債務者　ブラン・ブランこと　**[redacted]**庭　健文
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６７号
大阪府吹田市千里山東１丁目９番14号、前住所青森県三戸郡五戸町字横丁８番地１
債務者　沢写真スタジオこと　澤　　義道
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０９号
大阪市西区北堀江３丁目５―７　カホリ西ビルＣ―１、住民票上の住所奈良県生駒市北新町５番38号
債務者　桐吉　雅裕
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２１号
大阪市東成区神路２丁目５番６号　国見館深江橋222号、前住所大阪市鶴見区今津南１丁目９番12―503号
債務者　文村芳雄こと　文　　哲秀
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４２号
大阪府茨木市穂積台３番18号
債務者　丹生　美鈴
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９０号
大阪府池田市緑丘１丁目４番25号　210
債務者　小寺　理順
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２９７号
大阪府茨木市大正町９番814号
債務者　稲森　三郎
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１７号
大阪市西区江戸堀１丁目21番５号　301
債務者　中野　嘉人
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２３号
大阪府豊中市上野西１丁目12番20号
債務者　茂幾　洋三
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９１号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３―25―201、住民票上の住所大阪市住之江区新北島４丁目２番３―906号
債務者　森山真由美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部